

U-請求おまとめサービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）には、株式会社USEN NETWORKS（以下「当社」といいます）が提供するU-請求おまとめサービス（以下「本サービス」といい、第2条に定義します）の提供条件および当社と契約者の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条 （適用）

1. 当社が当社ウェブサイト等で掲載する本サービスの利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約の内容と、前項のルールその他本規約外における本サービスの説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「本サービス」とは、当社が「U-請求おまとめサービス」の名称で契約者に提供する料金の一括請求サービス（通信料の一括請求サービスを含みますがこれに限られません）をいいます。なお、詳細は第3条にて定めるものとします。
2. 「契約者」とは、当社との間で本サービスに関する契約を締結した事業者、または本サービスの申込を検討している事業者をいいます。なお、契約者は、日本国内に事業拠点を有する事業者に限ります。
3. 「役務提供者」とは、対象役務を契約者に提供する事業者のことをいいます。
4. 「対象役務」とは、役務提供者が契約者に提供する役務で、その利用の対価が本サービスの一括請求の対象となるものをいいます。
5. 「対象役務利用料」とは、契約者の対象役務の利用の対価をいい、その計算は役務提供者が行います。
6. 「銀行手数料」とは、当社から対象役務利用料を役務提供者へ支払う（以下「役務提供者への立替」といいます）際に発生する手数料をいいます。
7. 「本サービス利用料」とは、契約者が当社に対して支払う本サービスの利用の対価をいいます。
8. 「U-billing Check」とは、本サービスに関する契約者向けのウェブサイトをいいます。契約者は、U-billing Checkを通じて、本サービス利用料および対象役務利用料（以下、総称して「本サービス利用料等」といいます）の確認、並びに各種手続きの申込を行うことができます。
9. 「デポジット」とは、本規約に基づき契約者が無利息で当社へ預託する保証金を

います。

第3条 (本サービスの内容)

1. 当社は、契約者に代わって、役務提供者への立替を行うものとします。
2. 当社は、役務提供者への立替に関連して、役務提供者より事務手数料等（以下「本件事務手数料」といいます）を受け取ることができるものとします。なお、当社は、本件事務手数料を契約者に対して支払う義務を負わないものとします。
3. 契約者は、当社からの請求に基づいて対象役務利用料、銀行手数料および本サービス利用料を当社に支払うものとします。
4. 当社および当社グループ会社は、契約者に対して、対象役務利用料の割引サービスの提案等、コンサルティングを行うことができるものとします。
5. 契約者は、当社のオプションサービスを申し込んだ場合、別途オプション料金を当社に支払うものとします。

第4条 (業務の一部委託)

当社は、対象役務利用料の請求、役務提供者への立替、その他本サービスに付帯する業務を、株式会社クロスチェックまたは第三者（以下「委託先」といいます）に委託することがあり、契約者は予めこれを承諾するものとします。

第5条 (利用契約の申込)

1. 契約者は、本規約を遵守することに同意のうえ、当社所定の本サービス申込書、預金口座振替依頼書および役務提供者への立替を依頼する直近1ヶ月の請求書写しを当社または委託先に提出する方法により、本サービスの利用契約（以下、単に「利用契約」といいます）を申し込むことができます。
2. 当社は、申込を受理した場合は、契約者に対しデポジットの預託を依頼するものとします。ただし、契約者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用契約の申し込みを拒絶することがあります。
 - (1) 当社に提出した申込内容の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている判断した場合
 - (3) 契約者が、過去当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
 - (4) その他、当社が適当でないと判断した場合

3. 契約者は、前項に基づき当社が指定した金額のデポジットを、当社が指定した支払方法により当社に預託するものとします。
4. 当社は、指定した期日までに契約者によるデポジットの預託がない場合は、契約者が本サービスの利用申し込みを取り下げたものとみなします。

第6条 (利用契約の成立)

当社が契約者から前条に基づきデポジットの預託を受けた場合、預託された日をもって、当社と契約者の間に利用契約が成立したものとします。

第7条 (デポジット)

1. 契約者は、第5条の定めに従い、当社にデポジットを預託するものとします。
2. 契約者は、当社に分割してデポジットを預託する場合は、当社指定の手数料を初回デポジット支払時に併せて支払うものとします。
3. 当社は、契約者の本サービスの利用状況を勘案して、役務提供者への立替金額とデポジットの金額が著しく乖離する場合、契約者にデポジットの追加預託を求め、または減額することができるものとします。
4. 契約者は、前項に基づき当社が求めたデポジットの追加預託分を、当社が指定する支払方法により当社に預託するものとします。
5. 当社は、本条第3項に基づきデポジットが減額された場合、利用契約申込時に契約者が提出した預金口座振替依頼書に記載の金融機関口座へ返金します。
6. 当社は、利用契約が終了した場合、利用契約に基づき契約者に対して有する一切の債権にデポジットを充当することができるものとします。
7. 契約者は、前項の充当後もなお利用契約に基づく当社に対する債務が残存する場合、直ちに残債務を完済するものとし、当社は、各債務の支払期日翌日から完済の日に至るまで年率14.6%（但し、1年を365日とする）の割合による遅延損害金を契約者に請求できるものとします。
8. 当社は、本条第5項に基づくデポジット充当後にデポジットの残高がある場合、利用契約申込時に提出された預金口座振替依頼書に記載の金融機関口座へ残額を返還するものとします。
9. 契約者は、デポジットをもって、本サービス利用料等その他利用契約に基づく契約者の債務の弁済に充てることを主張することはできないものとします。
10. 契約者は、デポジット返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の用に供することはできないものとします。

第8条 (本サービスの開始)

1. 当社は、利用契約成立後、遅滞なく役務提供者への利用登録および情報照会等、本サ

ービスの提供に必要な手続を実施します。当社は、当該手続の完了した対象役務から順次本サービスを開始するものとします。

2. 対象役務の内容は、契約者と役務提供者との間で締結された対象役務の利用に関する契約（以下「役務提供者契約」といいます）の契約条件に従うものとします。役務提供者契約に関して契約者と役務提供者との間に認識の相違が発生した場合は、契約者は役務提供者と協議の上これを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

第9条 （本サービス利用料）

本サービス利用料は、月額 1,000 円（消費税等別）とし、当社から役務提供者への立替が発生した日が属する月からサービス実施期間の満了日の属する月の末日まで発生します。

第10条 （銀行手数料）

当社は、契約者に対して以下のとおり銀行手数料を請求します。

- (1) 役務提供者への立替 1 件（役務提供者発行の請求書 1 枚）あたり 200 円（消費税等別）
- (2) 前号に関わらず、以下の役務提供者への立替の際の銀行手数料の対象外とします。
 - (ア) 小売電気事業者
 - (イ) 水道事業者（市区町村水道局等）
 - (ウ) 電気通信事業者（総務省-登録電気通信事業者一覧に記載のある事業者且つ支払方法が納付書払い可能な事業者に限る）

第11条 （U-billing Check）

1. 当社は、契約者に対して、U-billing Check の非独占的で譲渡不能、かつ再使用許諾不能な使用权を許諾します。
2. 契約者は、U-billing Check の管理責任者を定め、ユーザー登録手続きをするものとします。当社は、管理責任者に対し U-billing Check の利用に必要な管理責任者用 ID およびパスワード（以下「管理者アカウント」といいます）を付与します。
3. 管理責任者が当社所定の追加ユーザー登録手続を行うことにより、契約者は、追加 ID およびパスワード（以下、管理者アカウントと総称して「アカウント」といいます）を付与され、複数のユーザーに U-billing Check を利用させることができます。
4. 契約者は、自己の責任においてアカウントを適切に管理および保管するものとし、第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更等をしてはならないものとします。アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、事前に契約者に対し通知または U-billing Check もしくは当社のホームページ

で告知することにより、U-billing Check の提供を停止することができます。

6. 前項にかかわらず、当社は、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、契約者に対し事前に通知することなく U-billing Check の提供を停止することができるものとします。
 - (1) U-billing Check のシステムまたは電気通信設備の緊急工事もしくは障害等による場合
 - (2) 事故または災害等、当社の責めに起因しない事由による場合
 - (3) 契約者の本サービス利用料およびその内訳明細等が、U-billing Check のシステムの想定許容量を超過した場合
 - (4) その他、当社がやむを得ないと判断した場合

第12条 (通知義務)

1. 契約者は、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、遅滞なく当社に通知するものとします。なお、契約者は、当社が求める場合は当該変更事項を証明する書類を提出するものとします。
 - (1) 対象役務の追加申込、休止、解約または変更のうち、一つ以上の手続を行うとき
 - (2) 商号または名称を変更したとき
 - (3) 本店または主たる営業所の所在地を変更したとき
 - (4) 本サービスにおいて利用する金融機関口座を変更したとき
 - (5) 会社分割、事業譲渡、その他経営実態に変更が生じたとき
 - (6) その他、本サービス申込書の記載事項に変更が生じたとき
 - (7) 対象役務について、役務提供者より対象役務利用料の未納通知を受領したとき
2. 当社は、前項の通知に漏れがあるとの疑義を持ったときは、契約者に確認を求めることができるものとし、契約者は、当社からの確認依頼に協力するものとします。

第13条 (本サービス利用料等の支払い)

1. 当社は、本サービス利用料等およびその内訳を記載した明細書等を、契約者が閲覧およびダウンロードできるよう U-billing Check にアップロードします。なお、本サービス利用料を算出するために、当社が契約者の対象役務利用料および対象役務の利用明細等を記録および保管することについて、契約者は予め同意します。
2. 契約者は、本サービス利用料等を金融機関の預金口座振替による方法により、当社の定める期日までに支払うものとします。なお、口座振替手数料は契約者の負担とします。
3. 口座振替開始前に発生した本サービス利用料等については、銀行振込により当社に支払うものとします。
4. 契約者は、本サービス利用料等と預託したデポジットの相殺を主張できないものとし

ます。

5. 契約者は、第17条（解約手続）第1項に定める本サービス解約届の提出後も、本サービスの終了する日までの間に発生した本サービス利用料等を当社に支払うものとします。
6. 契約者が本サービス利用料等の支払を遅延したときは、遅延した本サービス利用料等について各支払期日の翌日から完済の日に至るまで、実質年率 14.6%（但し、1 年を 365 日とする）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第14条 （債権回収代行会社への回収業務の委託）

契約者が本サービス利用料等その他の債務の支払を怠った場合、当社または委託先は、法令上可能な範囲で、債権管理回収業に関する特別措置法により認可された債権回収代行会社へ本サービス利用料等その他の債務の回収業務を委託することができます。

第15条 （禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、本サービスの他の契約者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社、本サービスの他の契約者またはその他の第三者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (7) 本サービスの他の契約者のアカウントを利用する行為
- (8) 本サービスの他の契約者の情報の収集
- (9) 反社会的勢力等への利益供与
- (10) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第16条 （契約期間）

利用契約の契約期間は、1ヶ月とします。ただし、次条（解約手続）により解約され、第20条（利用契約の解除）により解除され、または第21条（本サービスの内容の変更、終了）に基づき本サービスが終了しない限り、本契約は、同一条件で自動的に更新されるものとします。

第17条 (解約手続)

1. 契約者は、利用解約の解約を希望するときは、当社所定の解約届を当社へ提出するものとします。
2. 当社は、解約日の30日前までに契約者に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
3. 当社は、第1項の解約届の受付後、または前項の予告期間満了後、遅滞なく役務提供者への通知等、本サービスの終了に必要な手続を実施し、当該手続の完了した対象役務から順次本サービスを終了させるものとします。

第18条 (本サービスの停止等)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1)本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
 - (2)コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4)その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第19条 (権利帰属)

当社ウェブサイトおよび本サービスに関する知的財産権は、全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイトまたは当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第20条 (利用契約の解除)

1. 当社は、契約者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく契約者について本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することができます。
 - (1)対象役務利用料の支払いを怠った場合
 - (2)本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (3)申込書の記載内容、または U-billing Check の登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合

- (4) 役務提供者との契約を解除された場合
 - (5) 支払停止または支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - (6) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
 - (7) 第 5 条第 2 項各号に該当する場合
 - (8) 当社へ預託しているデポジットに対して、差押、仮差押、保全差もしくは仮処分
の申立てまたは滞納処分がなされた場合
 - (9) その他、当社が本サービスの利用、契約者としての登録、または利用契約の継続
を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務
の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対してすべての債務の支払い
を行わなければなりません。
 3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責
任を負いません。

第 2 1 条 (本サービスの内容の変更、終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了するこ
とができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は契約者に事前に通知す
るものとします。
2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責
任を負いません。

第 2 2 条 (保証の否認および免責)

1. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・有用性等
を有すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、U-billing
Check に登録した情報の消失、その他本サービスに関して契約者が被った損害につき、
賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関連して契約者に発生した損害につき、当社の故意・重
過失に起因する場合を除き責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、
特別損害、逸失利益に係る損害については、賠償する責任を負わないものとします。
4. 本サービスに関連して契約者与其他の契約者または第三者との間において生じた取引、
連絡、紛争等については、当社は一切責任を負いません。

第23条 (秘密保持)

契約者は、本サービスに関連して当社が契約者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとしします。

第24条 (契約者の情報の取り扱い)

1. 当社による契約者の情報の取り扱いについては、別途当社が定める「個人情報の取り扱いについて」(<https://usen-next.co.jp/privacy/policy2.html>)の定めによるものとし、契約者は当該定めに従って当社が契約者の情報を取り扱うことについて同意するものとしします。
2. 当社は、契約者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用および公開することができるものとし、契約者はこれに異議を唱えないものとしします。

第25条 (本規約等の変更)

当社は、本規約を変更できるものとしします。当社は、本規約を変更した場合は、契約者に当該変更内容を当社の定める方法で通知するものとし、当該変更内容の通知後、契約者が本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に解約の手続きをとらなかった場合には、契約者は本規約の変更に同意したものとみなします。

第26条 (利用契約上の地位の譲渡等)

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社が本サービスにかかる事業を他社に譲渡（会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます）した場合は、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務並びに契約者の登録した情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者はかかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第27条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとしします。

第28条 (準拠法および管轄裁判所)

1. 本規約および利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年6月1日制定